

議案第26号

基山町課設置条例の一部改正について

基山町課設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年9月5日提出

基山町長 松田 一也

基山町条例第 号

基山町課設置条例の一部を改正する条例

基山町課設置条例（平成26年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第8条第3号中「母・父子福祉」を「母子保健」に改める。

第10条中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

（4）母・父子福祉に関すること。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

提案理由

母子保健と児童福祉の一体的な支援を強化するために基山町保健センター内にこども課を配置し、基山町こども家庭センターを設置するなどの組織機構改革を令和6年4月1日付けで実施し、町の重要施策等に対応できる組織機構体制を整備するため、基山町課設置条例を改正する必要がある。

令和5年9月15日原案可決